

市民意見の募集結果

小田原市企業誘致推進条例等の一部改正案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市企業誘致推進条例等の一部改正
政策等の案の公表の日	令和元年12月23日(月)
意見提出期間	令和元年12月23日(月)から令和2年1月21日(火)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ)

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	4件(2人)
インターネット	2人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人

無効な意見提出	1件(1人)
---------	--------

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	1
D	その他(質問など)	3

〈具体的な内容〉

(1) 施策に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	上水道使用料の軽減等、特色のある支援を行うべき	C	今後の企業誘致施策の検討に際し、企業ニーズの把握に努めるとともに、頂いたご意見を参考にさせていただきます。

(2) その他

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	雇用促進奨励金の市民5人以上新たに雇用したことはどのように確認するのか。	D	厚生年金保険法や雇用保険法に基づく提出書類等で確認します。
2	不均一課税の対象となる資産は新たな投資により取得したもののみか、すべての資産か。	D	新たな投資により取得された資産のみが対象となります。
3	奨励措置後10年以上の操業を義務化した場合、その期間を満たずに撤退や倒産した際には、条例第5条の取り消しを行い、奨励金のすべてと減額された税金すべての返還を求めるのか。	D	撤退理由等により個別に判断し、決定の全部又は一部を取り消します。合わせて奨励金の全部又は一部の返還等を求めていきます。

4 提出意見と関係なく変更した点

特になし

